

合意書

LP-LiC 工法普及協会（以下、「甲」という。）と●●●●●●●●（以下、「乙」という。）は、乙が LP-LiC 工法（以下、「本工法」という。）の設計を実施することについて下記の通り合意したので本合意書を締結する。

記

第1条 乙が自ら本工法の設計を希望する場合、事前に甲または各研究協会主催の本工法設計講習会を受講しなければならない。

2 乙は、前項の講習会受講後本工法の設計を行う場合、甲が取得した技術審査証明、技術性能証明の設計・施工マニュアルに従わなければならない。

第2条 乙が設計した案件に関する設計責任は、乙が負うものとする。

2 前項の規定にもかかわらず、設計に先立つ地盤調査に問題がなく、乙がマニュアルに従い設計し、施工、施工監理および事後調査にも問題がないことが明白で、かつ、案件受注時の損害賠償責任の免責事由にも該当しない場合は、甲も責任を負うものとし、その場合の負担割合は別途甲乙協議のうえ決定するものとする。

第3条 本合意書の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙は、誠意をもって協議の上解決するものとする。

甲及び乙は、合意の証として本合意書2通を作成押印し、各1通を保有するものとする。

20 年 月 日

甲：東京都港区港南一丁目8番15号
LP-LiC 工法普及協会
会長 三輪 滋

乙：